

## 伊勢原市雇用促進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、伊勢原市雇用促進協議会と称す。

(目的)

第2条 本協議会は、市内中小企業のための求人開拓及び従業員の生活環境改善と労働力の定着化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、第2条目的達成のため次のことを行う。

- (1) 求人開拓の促進に関すること。
- (2) 各企業の労務に関する連絡調整について。
- (3) 労働力の定着について、具体的方策の研究に関すること。
- (4) その他、協議会目的達成のため、必要と認める事項に関すること。

(会員)

第4条 本協議会の会員は、伊勢原市管内に事業所を有する普通会员と趣旨に賛同する賛助会員とする。

(役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 監 事 若干名

2 会長及び副会長は、幹事の中から選出し、総会で承認を得る。

3 幹事は、会員の中から選出し、総会で承認を得る。

4 監事は、会員の中から選出し、総会で承認を得る。

(顧問)

第6条 本協議会は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、本協議会運営について相談役となる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協議会を代表してこれを統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、これを代理する。
- (3) 幹事は、本協議会の計画実践に関する事務を行う。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第8条 会長、副会長、幹事及び監事の任期は2年とする。

2 補欠選任された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(会議の種類)

第9条 会議は、総会・幹事会とする。ただし、賛助会員は会議の議決に加わることはできない。

(総会)

第10条 総会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合又は、会員の3分の1以上から連名で会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたとき臨時に開催する。

2 総会は、会員より議長を選出し、次の事項を決定する。

(1) 役員を選出

(2) 事業計画

(3) 予算及び決算

(4) 規約の変更

(5) その他本協議会運営に関する基本的事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数は議長の決するところによる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、会長・副会長及び幹事で構成する。

2 幹事会は、随時必要なとき会長が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、本協議会の執行機関であって、総会の議決に基づき業務を運営する。

(事務局)

第12条 本協議会の事務局は伊勢原市労政事務主管課に置き、次の職員を置く。

(1) 事務局長 1名

(2) 事務局次長 1名

(3) 事務局員 若干名

2 事務局長は、伊勢原市労政事務主管部長をもってあてる。

3 事務局次長は、伊勢原市労政事務主管課長を持ってあてる。

4 その他の職員は、会長が任命する。

(会費)

第13条 本協議会の経費は、会費・補助金及び寄付金等をもってあてる。

2 会費は、従業員数に基づく次に掲げる区分により当該年度当初に協議会に納入しなければならない。

(1) 30人以下	5,000円
(2) 31人～100人以下	7,000円
(3) 101人～300人以下	10,000円
(4) 301人～500人以下	12,000円
(5) 501人～1,000人以下	15,000円
(6) 1,001人以上	18,000円

3 賛助会費は、10,000円とする。

(会計年度)

第14条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和46年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、昭和55年4月18日から施行する。

附 則

この規約は、昭和57年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月28日から施行する。